

特 別 奉 仕 団 規 程 準 則

第1条 本団は、東京都〇〇〇〇赤十字奉仕団（以下「本団」という。）と称する。

第2条 本団は、事務所を〇〇〇〇に置く。

**第3条** 本団は、赤十字奉仕団規則の定めるところに基づき、〇〇〇〇〇〇〇〇ことを目的とする。

第4条 本団は、次に掲げる具体的活動に従事する。

- (1) 赤十字思想の普及。
- (2) 赤十字の行う災害救護活動への参加と支援。
- (3) 赤十字の行う国際救援活動への参加と支援。
- (4) 青少年赤十字の普及。
- (5) 献血の推進。
- (6) その他、赤十字の理想を達成するために必要な活動。

第5条 本団は、〇〇〇〇〇〇の者であつて、本団の活動に深い理解を有する者（以下「団員」という。）をもって組織する。

第6条 本団に、次の役員を置く。

- 第7条 委員長は、本団を代表し、その業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故があるときは、委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員は、本団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会設置)

第9条 本団の最高議決機関として総会を設ける。

- 2 定例総会は、年一回、〇月に委員長が召集し、また必要に応じて臨時の総会を招集することができる。
- 3 団員の過半数からの要請があった場合には、委員長は臨時の総会を招集しなくてはならない。
- 4 総会は、団員の過半数の出席（但し、委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員会＜役員会＞設置)

第10条 本団に、委員会を置く。

- 2 委員会は、役員をもって組織する。

(委員会任務)

第11条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕活動の基本的な計画に関すること。
- (2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 収支予算並びに決算に関すること。
- (4) 団員の除籍に関すること。
- (5) 講習会その他団員の研修等に関すること。
- (6) その他本団の運営に関する重要な事項について審議すること。

(顧問)

第12条 本団に、顧問を置き、委員長が委嘱する。

- 2 顧問は、委員長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(入団)

第13条 入団の申し込みは、当規則第5条の資格を有する者が、役員をとおして行う

ものとする。

(退団)

第 14 条 団員は、いつでも退団することができる。

2 団員は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

(1) 死亡したとき

(2) 長期間当団の奉仕活動に参加しなかったとき

(3) 委員会において除籍の決定がなされたとき

(団員の登録)

第 15 条 団員は、支部に登録しなければならない。

2 委員長は、団員について、別に定める赤十字奉仕団員登録票により、毎年4月1日現在をもって登録を更新するものとする。

3 委員長は、団員名簿を作成し、常に所属団員の団籍を明らかにしておくものとする。

(奉仕団標章の着用)

第 16 条 団員が、奉仕作業に従事するときは、所定の奉仕団標章をつけるものとする。

(団費)

第 17 条 団費は、原則として徴収しない。但し、本団の運営上やむを得ない経費を必要とするときは、団費を徴収する。

(経費)

第 18 条 本団の経費は、支部助成金その他の収入をもって支弁する。